

# 日本学生支援機構奨学金 「在学猶予願」の提出について

本奨学金の貸与終了後も、進学等により在学中の場合は  
**スカラネットパーソナル**で「**在学猶予願**」を入力することにより、  
奨学金の返還が猶予されます（大学の「在学証明書」ではありません）。

学校番号は「**109008-00**」（半角数字）です。

対象者で猶予を希望する方は在学猶予の手続きをしてください。

**期限：5月26日（水）まで**

※令和3年4月以降、他大学に進学された場合には入学後すぐに入学した学校の奨学金担当窓口手続きを確認してください。

## 対象者

- ① 令和3年4月以前に、日本学生支援機構の奨学生であり、辞退・廃止後も在学する方。
- ② 貸与終了後も留年、休学等の理由で在学する方。  
（毎年提出する必要があります）
- ③ 学部生時に奨学金を貸与し、大学院に進学する方。

備考：以下の方は「在学猶予届」の提出は必要ありません。

- ① 予約奨学生の採用候補者で、令和3年4月に「進学届」を提出する方。
- ② 令和3年4月に第二種奨学生から第一種奨学生に移行方する方。
- ③ 令和3年4月以降研究生、科目等履修生の方。（正規学生と認められない）

学生生活支援課 経済支援係

☎ 0985-58-7140

✉ kousei@of.miyazaki-u.ac.jp